

病児保育施設の相互利用エリアの拡大について

県では、平成29(2017)年3月に県内17市町と協定を締結し、同年4月から協定市町間での病児保育施設の相互利用を開始（平成30(2018)年4月から県内18市町に拡大）しておりますが、このたび、新たに県内7市町村が協定に加わり、相互利用のエリアが広がります。

1 相互利用協定の目的

県民がその居住する地域にかかわらず病児保育を利用できるようにすることにより、安心して子育てができる環境を整備する。

子どもが病気になったとき、仕事等の理由で保護者が保育できない病気の子どもを一時的に預かる病児保育については、市町村が、住民を対象として、域内の医療施設への委託等により市町村ごとに実施していますが、市町村間での相互利用により、居住地以外の施設利用ニーズに対応でき、病児保育を利用できない地域の解消や、施設の効率的・効果的な運営にもつながります。

2 今回の改定内容

現在の18市町（相互利用対象16施設）に、新たに7市町村（津山市、新見市、真庭市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町）が参加し、25市町村での相互利用（相互利用対象19施設）を行う。

※上記25市町村の住民は、相互利用対象施設を、施設所在地の住民と同じ料金で利用できるようになります。

※相互利用対象施設については別添資料のとおり。

3 協定改定の適用日

令和6(2024)年4月1日

4 その他

協定改定に伴う締結式は行いません。

岡山県病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定
相互利用対象施設（令和6（2024）年4月1日時点）

